

(仮称)球磨村風力発電事業環境影響評価準備書に対する勧告について

令和8年4月10日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、(仮称)球磨村風力発電事業環境影響評価準備書について、のぞみエナジー株式会社及び球磨風力発電合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、熊本県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：熊本県球磨郡球磨村及び葦北郡芦北町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大55,900kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年5月13日
環境大臣意見受理	令和2年7月13日
経済産業大臣意見発出	令和2年8月5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年1月14日
住民意見の概要等受理	令和3年4月7日
熊本県知事意見受理	令和3年6月15日
経済産業大臣勧告発出	令和3年7月12日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和7年7月23日
住民意見の概要等受理	令和7年9月17日
熊本県知事意見受理	令和8年1月15日
環境大臣意見受理	令和8年2月13日
経済産業大臣勧告発出	令和8年4月10日

問合せ先：電力安全課 小西、中村  
電話：03-3501-1511(内線：4921)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

### (3) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺においては、他事業による風力発電所が環境影響評価手続中である。このため、環境影響評価手続中の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努めること。また、他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在しており、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で11dB増加することとなっている。このため、騒音影響が大きい作業の短縮や分散、低騒音型の建設機械を使用する等の環境保全措置を講じることにより、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。

### (2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保

存に関する法律（平成４年法律第７５号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数のペアによる営巣及び繁殖が多数確認されているほか、秋季にはサシバ、アカハラダカ等の各種渡り鳥の渡りの経路になっている可能性がある。これらのことから、本事業の実施により、鳥類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施によるこれらを始めとする重要な鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、クマタカ等の猛禽類の生息状況や、サシバ、アカハラダカ等の渡り鳥の移動経路に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、重要な鳥類において、バードストライクといった重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り時期、時間帯における稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送あるいは救命措置を行うこと。

### （３）水質に対する影響

近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、雨水排水対策（沈砂池など）について十分に対応可能な性能とすることを評価書に記載すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。